

一般社団法人日本肩関節学会教育研修委員会に関する規則

第1条 目的

一般社団法人日本肩関節学会会員の知識・技術の向上を図り、国際的にも貢献できる人材を育成するために、教育・研修システムを構築する。

第2条 業務・活動内容

1. 一般社団法人日本肩関節学会教育研修会を企画し開催する
2. HPを利用して教育研修活動を行う。具体的には肩関連の研究会の掲示、基本的な肩関節に関する一般向けの解説、研修施設の提示およびこれらの規定を検討する。
3. 教育研修のための資料（DVDなどを）を作成する
4. 代議員相互の研鑽のための **closed meeting** のあり方を検討する
5. その他、目的を遂行するための活動を行う

第3条 規則改正

この規則の改正は、理事会および社員総会の承認を必要とする。

(附則)

この規則は一般社団法人日本肩関節学会の設立の翌日から施行する

平成26年8月1日